

聖アンナ福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖アンナ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 継続的かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表2とおおり報酬を支給する。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 役員等において、施設、法人本部の職を兼務する者には、第1項第2項は適用しない。

(出張旅費等)

第3条 役員等が、法人の運營業務のため出張する場合は、別表3に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 第2条1項の役員等については、毎月末日を基準日とし、翌月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(2) 第2条2項の役員等については当該会議等に出席した都度支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成14年8月1日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年8月1日より施行する。

この規程は、平成19年10月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表1(役員等の報酬の基準額表)

号 俸	支給基準額
1号俸	月額400,000円
2号俸	月額450,000円
3号俸	月額500,000円
4号俸	月額550,000円
5号俸	月額600,000円
6号俸	月額650,000円
7号俸	月額700,000円
8号俸	月額750,000円
9号俸	月額800,000円
10号俸	月額850,000円
11号俸	月額900,000円
12号俸	月額950,000円
13号俸	月額1,000,000円

別表2(役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

別表3(旅費交通費)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	実費	日額 5,000円	実費